

隊員の兼業及び兼職の承認の基準について（通達）

昭和 48 年 12 月 12 日
陸幕 1 第 678 号

改正 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

各方面総監
中央即応集団司令官
各部隊長 殿
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 24）

隊員の兼業及び兼職の承認の基準について（通達）

標記について、隊員が自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 62 条第 3 項及び第 63 条並びに自衛隊法施行規則（昭和 29 年総理府令第 40 号）第 60 条第 1 項に基づき兼業及び兼職（以下「兼業等」という。）の承認の申請を行った場合の承認の基準は、法令に定めるもののほか、下記によらるたい。

なお、41. 10. 28 陸幕 1 第 664 号（例規 24）は廃止する。

記

- 1 兼業等は、次の各号の一に該当する場合には、原則として承認しないものとする。
 - （1）兼業等の必要性が低いと認められるもの。
 - （2）兼業等のため勤務時間を割くことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。
 - （3）兼職等による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。
 - （4）防衛省と兼業等先との間に認可、補助金の交付、物品の購入、工事の請負等につき特殊な関係があると認められたとき。
 - （5）兼業等先の経営上の責任者となるものであるとき。
 - （6）兼業等をするのが、自衛隊又は自衛隊員全体の威信を傷つけ、不名誉となり、又は不利益となるおそれがあると認められるとき。
 - （7）兼業等の期間が 2 年を超えるとき。
 - （8）兼業等先における勤務地が隊員としての勤務地から著しく遠方にあり、又は兼業等先における勤務地が不定であることにより、隊員としての職務遂行に支障が生ずることが認められるとき。

2 申請者が申請に係る兼業等の他に兼業等を行っている場合においては、承認の可否は、既に承認されている兼業等を含めて総合判断により決定するものとする。

配布区分：（例規配布なし）